

岐阜県公報

第二千七百七十二号
平成二十八年八月十二日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(商業・金融課) 五〇九^ハ

告示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定

(環境管理課) 五〇九

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定

(同) 五二〇

クリーニング師の研修の指定

(生活衛生課) 五二〇

クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定

(同) 五二〇

道路の区域変更

(道路維持課) 五二一

道路の供用開始

(同) 五二二

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 五二二

職業訓練指導員試験の実施

(産業技術課) 五二三

土岐都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 五二四

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日相当するときは翌日)

規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年岐阜県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「以下「中小企業新事業活動促進法」といふ。」第九條第一項に規定する中小企業者等」を「第八條第一項の中小企業者及び組合等」に改め、同表二の項中「中小企業新事業活動促進法第十一條第一項に規定する中小企業者等」を「中小企業等経営強化法第十條第一項の複数の中小企業者」に改め、同表備考第一号三中「中小企業新事業活動促進法第十條第二項」を「中小企業等経営強化法第九條第二項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百四十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害

平成二十八年八月十二日

物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 要措置区域

関市小瀬字一ノ門二二八番の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 土壤汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置

地下水の水質の測定

岐阜県告示第四百四十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域

関市小瀬字一ノ門二二八番の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

岐阜県告示第四百四十二号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリー

ニング師の研修として、次のとおり指定する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の種類

クリーニング師が出席して受講する研修

三 研修の科目及び時間数

- 1 衛生法規及び公衆衛生 一時間
- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間（継続受講者は、四十分）
- 3 洗濯物の処理 一時間（継続受講者は、四十分）
- 4 繊維及び繊維製品 一時間（継続受講者は、四十分）

四 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

- 1 平成二十八年十一月十一日（金）
飛騨総合庁舎 中会議室
高山市上岡本町七丁目四六八
- 2 平成二十八年十一月二十五日（金）
東濃西部総合庁舎 大会議室
多治見市上野町五丁目六八 一
- 3 平成二十八年十二月十一日（日）
ふれあい福寿会館 三〇二会議室
岐阜市藪田南五丁目一四 五三

五 研修受講料

五千元

岐阜県告示第四百四十三号
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定する業務従事者に対する講習として、次のとおり指定する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の種類

通信制で行う講習

三 受講申込手続及び受付期間

1 受講申込手続

受付方法 郵送又はファクシミリ

申込先 岐阜市藪田南五丁目一四番二二号 シンクタンク庁舎三階

公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局

ファクシミリ番号 〇五八 二七四 八〇二一

2 受付期間

受付開始年月日 平成二十九年一月十日(火)

受付締切年月日 平成二十九年一月三十一日(火)

レポート提出締切年月日 平成二十九年二月二十八日(火)

四 講習会の科目及びレポート課題

1 衛生法規及び公衆衛生

2 洗濯物の受取、保管及び引渡し

3 洗濯物の処理

4 繊維及び繊維製品

五 受講対象者

岐阜県内に所在するクリーニング所に勤務する業務従事者

六 講習受講料

四千五百円

岐阜県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年八月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	美濃本線 坂本線 停車場	中津川市千旦林字坂本一三八六番一三六地先から 同市同字同 三八六番一八地先まで	前	三〇・〇	四〇・〇	
			後	一〇・〇	四〇・〇	

岐阜県告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年八月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	大湫線 恵那線	恵那市武並町藤字白垣外一七四五番二地先から 同市同町同字鳥居前一七三七番一地先まで	前	四三・三	七〇・六	
			後	七五・九	七〇・六	

岐阜県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年八月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	中野方線 七宗線	加茂郡八百津町福地字小洞一〇三番二地先から	同郡同町同字井之平二八七番二地先まで	前A 後A	七・五 三・二 四・〇 九・七	四・七 五・六 四・七	

岐阜県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年八月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始の期日	備考
県道	中野方線 七宗線	加茂郡八百津町福地字小洞一〇四番八地先から	同郡同町同字島洞七六八番五地先まで	八・五	平成 六・八・三	（区域又は） 決定の 日又は 告示の 日

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年七月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みいーんなげんき
- 三 代表者の氏名 寺井 有子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市長坂八丁目一九八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の高齢者、障害者や子どもに対して、宅老所を中心とする事業を行い、幅広い世代の交流をとおして、地域での課題解決に取組み、安全で安心な生活環境をつくることで、地域における高齢者、障害者及び子どもたちの心身の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十八年七月十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人サイエンスものづくり塾・エジソンの会

三代 表 者 の 氏 名 華井 章裕

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市柳津町上佐波四丁目三二七番地

五 定款に記載された目的 この法人は、小中学校の児童生徒に対して、理科実験教室や理科実験フェスティバルの企画運営及びその指導者の育成に関する事業を行い、児童生徒の健全育成を図ると同時に科学技術の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十八年七月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人りあらいず和

三代 表 者 の 氏 名 山口 佐織

四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町初納字八講田五番地一スマイルガー

デンニ〇三号

五 定款に記載された目的 この法人は、すべての子どもたちとハンディキャップのある方（高齢者を含む）に対して、生活支援、外出支援を行い、誰もが地域の中で生きる事ができる社会の実現を目指し、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第四十五条第二項の規定により公示します。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験を実施する免許職種

規則別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

三 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限ります。

なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、それぞれの表の下欄に掲げる実技試験の

全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。
試験の期日及び場所

平成二十八年十月十九日(水)
岐阜市学園町二丁目三番地
岐阜県人材開発センター

六 受験手続

1 提出書類

- (一) 受験申請書
- (二) 履歴書
- (三) 写真二枚(申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)
- (四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類(合格証書、免許証等の写し)
- (五) 戸籍抄本又は戸籍謄本(試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合のみ必要)

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の岐阜県証紙貼付欄に貼り付け、納付してください。(消印はしないでください。)

学科試験 三千百円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

千五〇〇 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県商工労働部産業技術課

平成二十八年八月十六日(火)から同年九月十六日(金)までです。

郵送の場合は、同年九月十六日までの消印のあるものに限って受け付けます。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

平成二十八年十一月十六日(水)に岐阜県商工労働部産業技術課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者宛てに合格証書を交付して通知します(不合格者には通知しません)。

また、この試験に合格した者には、申請(別途申請手数料が必要)によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

平成二十八年年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

職業訓練指導員試験の得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口(岐阜県庁二階。電話 五八 二七二 一一一 内線二二九六)

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験申請用紙は、岐阜県商工労働部産業技術課において交付します。

なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒(角形二号)を必ず同封してください。

2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。

3 受験申請書を審査し、受験資格を認めるときは、後日受験票を送付します。

4 この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部産業技術課産業人材育成係(電話 五八 二七二 一一一 内線三三三三)に問い合わせてください。

土岐都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆

の縦覧に供する。

平成二十八年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

土岐都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び土岐市建設部都市計画課

正 誤

(校正誤り)

平成二十八年七月十九日第二千七百六十五号 開発行為の工事の完了四六四頁の表中

「同岐西建築第三号の一一」は、「同岐西建築第三五号の一一」の誤り。

平成二十八年八月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社